

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小田奈良須両池土地改良区から  
役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成25年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	谷本 弘明	高松市岡本町405番地4	平成24年10月1日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
監 事	川西 光雄	高松市岡本町1432番地1	平成25年5月17日